

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」について

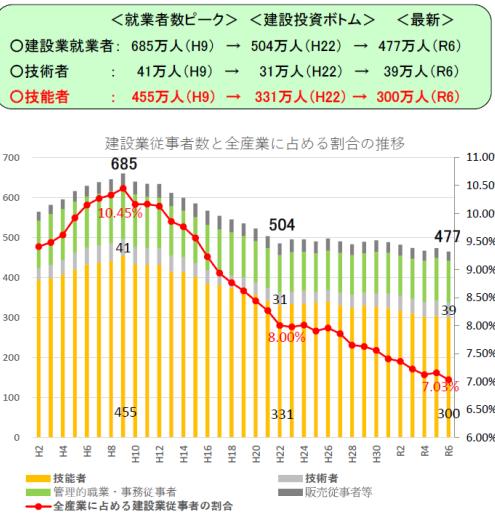
建設技能者を大切にする企業の自主宣言とは

制度目的

建設業への技能者の減少が続く中、技能者を大切にし、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者がその旨を宣言することにより就業者に選ばれることなどにより、処遇改善の取組が持続的に行われることとなる枠組みを作ることを目的としている。

制度背景

技能者等の推移



建設業は国民生活や社会経済活動を支える極めて重要な役割を担っている。

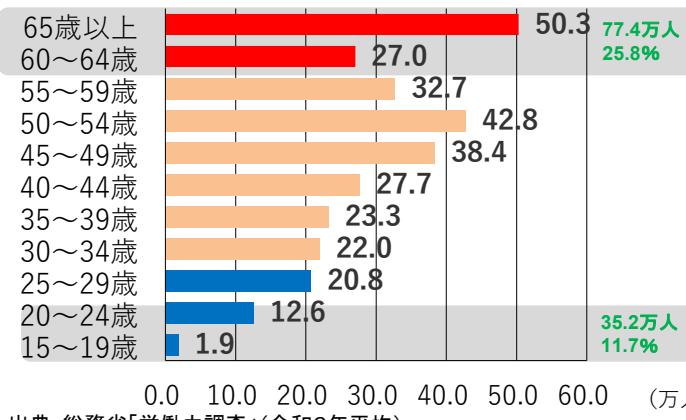
一方、人口減少や厳しい就労条件を背景として就業者の減少や高齢化、特に技能者の減少が続いており、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるよう取組を強化することが急務となっている。

こうした状況を踏まえ、国土交通省においては、令和6年7月に「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画」を策定し、改正建設業法に基づく取組とCCUSを活用した取組を一体として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。

この方向性に沿って処遇改善に取り組む企業が評価され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」が創設された。

建設技能者の高齢化

年齢階層別の建設技能者数



4週8休(週休2日)を確保できない労働環境

建設業における平均的な休日の取得状況



参加することの効果

宣言企業は、シンボルマークを使用可能とし、企業一覧をHPで公表。また、宣言企業に対して、経営事項審査における加点等のインセンティブを講じることを検討を行っている。これらを通じて

- ・建設技能者を大切にし、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者として評価され、就業者に選ばれる。
- ・事業活動に必要な就業者を安定的に確保
- ・発注者からエンドユーザーに至るまでサプライチェーンの中で適切に評価される。

自主宣言への参加の流れ

01 自主宣言の立場の選択

自主宣言は以下の立場で行うことができます。

①元請事業者、②下請事業者、③発注者との立場で宣言を行うか選択してください。

02 必須項目の検討

宣言する立場により必須項目内容が異なりますので、立場に応じた検討をお願いいたします。

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の必須項目（一部抜粋）

| 元請事業者 | 下請事業者 | 発注者 |
|---|--|---|
| 労務費確保・賃金支払い等のための取組 ・技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等 | 労務費確保・賃金支払い等のための取組 ・技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等 | 労務費確保・賃金支払い等のための取組 ・元請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること |
| CCUS の活用 ・全ての現場において、CCUSを利用する全ての技能者が就業履歴を蓄積するよう、必要な環境整備や履歴蓄積の促進に取り組むこと。 等 | CCUS の活用 ・雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと | |
| 宣言企業との取引優先 ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。 | 宣言企業との取引優先 ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。 | 宣言企業との取引優先 ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。 |

※自主宣言への詳しい参加方法等については、ポータルサイトをご参照ください。

○申請ポータルサイト: <https://jishusengen.mlit.go.jp>

令和7年12月12日(金)より申請受け受け開始(それまではHPは稼働していません)



建設技能者を大切にする企業の自主宣言Q & A

Q1. 1社で元請事業者・下請事業者・発注者の宣言すべて申請することは可能か。

A1. いずれか1つの立場で宣言することとなり、重複することはできません。

Q2. 申請してから、宣言ができるまで期間はどの程度かかるのか？

A2. 1か月程度を見込んでいます。

Q3. 宣言内容は申請時点で全て実行している必要があるか？

A3. 申請時点で実行まで至っている必要はありません。ただし、1年内に取組を開始している必要があり、宣言内に取組開始日として記載いただきます。

Q4. 自主宣言のメリットは何か。

A4. 建設技能者への取組を国土交通省HPで公表します。また、シンボルマークを使用することに取組をアピール可能です。

Q5. 宣言内容はどのように公表されるのか。

A5. 自主宣言のHP(国土交通省HP)に宣言文とともに掲載されます。

Q6. 宣言に有効期限はあるのか。

A6. 申請日の翌月を起算日として2年経過後の最初の12月末までとなります。

ご参考

建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度について

- 自主宣言制度とは、建設企業が技能者の待遇改善の取組等を宣言し、それを可視化させることで評価を可能にすることにより、受注機会の確保等につなげることを目的とした制度。
- 自主宣言制度は令和7年12月12日(予定)より申請受付開始

必須項目

ア) 労務費確保・賃金支払い等のための取組

<元請事業者・下請事業者・発注者>

- ・労務費、材料費等の内訳を明示した見積書を作成すること
- ・下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
- ・技能者の適切な待遇を確保するための取組を行うこと
- ・担い手の育成に取り組むこと
- ・国が建設工事に従事する者の適正な待遇の確保等を図るために行う調査に協力すること。

<発注者>

- ・元請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること

イ) CCUS の活用

<元請事業者>

以下の①～③から、自社で取り組む内容を選択する(①又は②は必須。③は技能者を雇用している場合は必須。)

- ① 全ての現場において、CCUS を利用する全ての技能者が就業履歴を蓄積するよう、必要な環境整備や履歴蓄積の促進に取り組むこと。
- ② CCUS を利用する技能者が就業履歴を蓄積できるよう、必要な環境整備に取り組むこと。
- ③ 雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと。

<下請事業者>

- ・雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと。

ウ) 宣言企業との取引優先

<元請事業者・下請事業者・発注者>

- ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。

<元請事業者・下請事業者・発注者>

- ・生産性向上・外国人活躍・他の認定・認証制度を受けている等、各事業者が取組を自由に記載できることとする。



○自主宣言項目の内容に沿った宣言内容を記載

○宣言提出日となる「宣言日」を記載

○宣言内容をいつから取り組むかの「取組開始日」を記載し提出

宣言イメージ

建設技能者を大切にする企業の自主宣言

当社は、建設産業の担い手確保のため、以下のように建設技能者の待遇改善に向けて取り組むことを宣言します。

(1. 労務費確保・賃金支払い等のための取組)

■oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

(2. 建設キャリアアップシステムの活用)

■oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

(3. 宣言企業との取引優先)

■oooooooooooooooooooooooooooo

(その他)

| No. | 項目 | 具体的な取組内容 |
|-----|----|----------|
| | | |
| | | |
| | | |

宣言日 ○年○月○日

取組開始日 ○年○月○日

企業名 ○○○○○○○○

代表者氏名 ○○ ○○



※取組開始日は、本宣言に記載されている複数の取組のうち最も開始が遅い日付を示している。

また、宣言日から1年以内で設定が可能な日付である

任意項目